

橋本市規則第 48 号

橋本市公印規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 7 年 12 月 4 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市公印規則の一部を改正する規則

橋本市公印規則(平成18年橋本市規則第13号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後							改正前						
別表(第3条、第7条関係)							別表(第3条、第7条関係)						
名称	ひな形	書体	寸法	所管課等	使用区分	個数	名称	ひな形	書体	寸法	所管課等	使用区分	個数
略	1～19	略	略	略	略	略	略	1～19	略	略	略	略	略
橋本市長印	20	楷書	方6mm	市民課	個人番号カード記載事項証明用 在留カード裏面記載事項証明用 特別永住者証明書裏面記載事項証明用	2	橋本市長印	20	楷書	方6mm	市民課	住民基本台帳カード裏面記載事項証明用 個人番号カード記載事項証明用 在留カード裏面記載事項証明用 特別永住者証明書裏面記載事項証明用	2
橋本市長職務 代理者印	21	楷書	長径6mm 短径5mm	市民課	個人番号カード記載事項証明用 在留カード裏面記載事項証明用 特別永住者証明書裏面記載事項証明用	1	橋本市長職務 代理者印	21	楷書	長径6mm 短径5mm	市民課	住民基本台帳カード裏面記載事項証明用 個人番号カード記載事項証明用 在留カード裏面記載事項証明用	1

					市長職務代理 期間中のみ使 用する								特別永住者証 明書裏面記載 事項証明用 市長職務代理 期間中のみ使 用する	
略	22~5 5	略	略	略	略	略	略	22~5 5	略	略	略	略	略	略

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。